平成２５年（フ）第３８３号
京都府向日市上植野町切ノ口20番地の９
債務者　森　　秀一
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８０号
兵庫県神崎郡福崎町馬田103番地１
債務者　前田　純成
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６２９号
兵庫県加古川市別府町西脇129番地の１　十八荘101号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目７番18号
債務者　中元喜美子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７８号
広島県東広島市八本松町正力606番地　山本住宅居宅１棟
債務者　糸崎みどり
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３号
広島市東区戸坂出江１丁目２番１―203号
債務者　原　由里子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６０号
広島県安芸郡坂町平成ケ浜２丁目２番100―510号
債務者　石井　加奈（旧姓土居）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２号
福岡県柳川市三橋町下百町24番地４　第２マルヒビル202号、前住所福岡県柳川市三橋町高畑112番地７
債務者　常岡　芳彦
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
福岡県柳川市三橋町下百町24番地４　第２マルヒビル202号、前住所福岡県柳川市三橋町高畑112番地７
債務者　常岡　睦子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
福岡県大川市大字向島861―２　レオパレスＭＩＹＡＭＡＥⅡ101号室、住民票上の住所福岡県大川市大字向島2099番地２
債務者　坂田満寿美
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目48番５号　ふじコーポ301号
債務者　永濵　鈴子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿児島市桜島武町33番地６
債務者　大野　　達
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８３号
山梨県南アルプス市百々1875番地　コーポ桔梗園１号
債務者　清水うめの
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８４号
山梨県南アルプス市百々1875番地　コーポ桔梗園１号
債務者　清水　　力
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
山梨県南アルプス市百々1875番地　コーポ桔梗園１号
債務者　柳本一二三
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９４号
山梨県韮崎市中島１丁目４番22号　イワシタハイツ６号
債務者　大滝　年和
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
山梨県甲斐市玉川888番地　県営玉川団地15号館303号
債務者　河島　隆英
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
滋賀県長浜市高月町高月527番地２
債務者　小山　知宏
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係